

○南相馬市入札実施要綱

平成18年1月1日

告示第70号

改正 平成19年3月29日告示第30号

平成19年3月29日告示第35号

平成22年2月26日告示第10号

平成24年3月30日告示第40号

令和3年10月1日告示第183号

(目的)

第1条 この告示は、南相馬市が発注する工事又は製造の請負、調査、測量、設計及び管理の委託、物品の購入その他契約（以下「工事等」という。）の入札の運用基準を明確にし、入札制度の合理化を図ることを目的とする。

(心得)

第2条 市長は、適正な入札執行を図るため、南相馬市指名競争入札心得及び南相馬市指名競争入札参観人心得を制定する。

(入札執行回数の制限)

第3条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(入札者名等の読上げ)

第4条 入札者名及び入札金額の読上げについては、各回とも最低入札者名及びその入札金額のみについて行う。

(指名業者数)

第5条 市長は、資格を有するものにおいて、次に掲げる事項を総合勘案の上、5人以上の指名業者を入札に参加させるものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 工事等の実績
- (3) 工事成績
- (4) 技術者の状況
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 当該工事施行についての技術的適性

(入札会場の公開)

第6条 入札会場及び入札執行は、公開とする。ただし、公正な入札事務の執行を妨げるおそれがあると認められるとき、又は会場の都合により、入札関係者以外の立入り又は人員の制限をすることができる。

(工事等の指名業者、入札結果及び工事の年間発注予定の公表)

第7条 公表の対象は、制限付き一般競争入札及び指名競争入札に係るもの並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号の規定により随意契約した契約とする。

- 2 公表の内容は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条から第7条までに規定する公共工事の名称等とする。
- 3 令第5条に規定された以外の工事等については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 指名業者
工事等番号、工事等名、工事等場所、指名業者名、入札日時、入札場所及び工期又は契約期間（納期）
 - (2) 入札結果
工事等番号、工事等名、入札日時、入札場所、工事等の予定価格及び最低制限価格、入札参加者及び入札価格、落札者及び落札金額
- 4 公表は、市のホームページに掲載するとともに、財政課で指名業者名簿、入札結果簿及び年間発注予定工事表を閲覧させて行うものとする。この場合において、財政課での閲覧は、職員の勤務時間内とする。
- 5 公表の時期は、次のとおりとする。
 - (1) 指名業者
指名通知日から入札執行日まで
 - (2) 入札の結果及び令第5条から第7条までに規定する公共工事の名称等
入札執行日（工事等の予定価格にあつては契約締結日）の翌日から起算して1年が経過する日まで
- 6 電話、郵便等により公表を求められた場合は、原則として応ずる必要はないものとする。（入札執行者）

第8条 入札については、契約担当部長、契約担当部次長又は契約担当課長が執行する。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第30号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第35号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第10号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第40号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第183号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の南相馬市入札実施要綱第7条第3項の改正規定は、令和3年10月1日以後の入札執行から適用し、同日前の入札執行については、なお従前の例による。